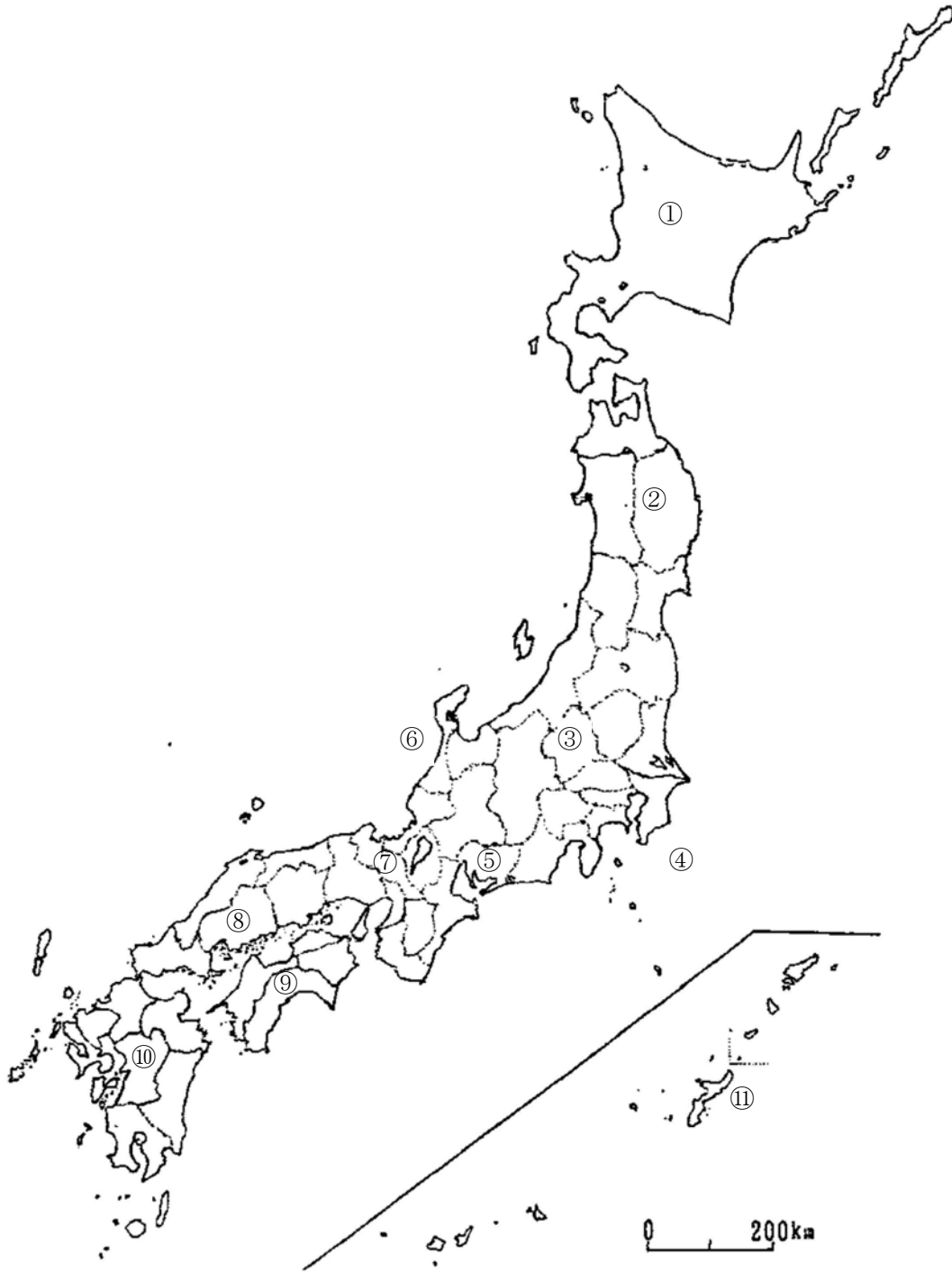


本レポートで用いた地域区分



本レポートにおける基本区分は地域区分Aであるが、図表等の出典により地域区分B又は地域区分Cとなるものがある。

(1) 地域区分A

11 地域分類	10 地域分類
① 北海道-----	① 北海道
② 東北（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、新潟）----	② 東北
③ 北関東（茨城、栃木、群馬、山梨、長野）	} ③ 関東
④ 南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）	
⑤ 東海（静岡、岐阜、愛知、三重）-----	④ 東海
⑥ 北陸（富山、石川、福井）-----	⑤ 北陸
⑦ 近畿（滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫）-----	⑥ 近畿
⑧ 中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）-----	⑦ 中国
⑨ 四国（徳島、香川、愛媛、高知）-----	⑧ 四国
⑩ 九州（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島）--	⑨ 九州
⑪ 沖縄-----	⑩ 沖縄

(2) 地域区分B

地域区分Aの10地域分類で新潟、静岡は関東とし、福井は近畿として区分。

(3) 地域区分C

北海道	
東北（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）	
北関東（茨城、栃木、群馬、山梨、長野）	} 関東
南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）	
東海（静岡、岐阜、愛知、三重）	
北陸（新潟、富山、石川、福井）	
近畿（滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫）	
中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	
四国（徳島、香川、愛媛、高知）	
九州（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島）	
沖縄	

(4) 三大都市圏・地方圏

地域区分Aの10地域分類で、南関東、東海、近畿を三大都市圏、それ以外を地方圏とする。

(5) その他、上記の区分よりも広い一般的な概念として、大都市・地方という表現を用いている。